

基幹統計調査の承認の状況

(令和 8 年 2 月分)

令和 8 年 3 月 26 日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
小売物価統計調査	総務大臣	令和 8 年 3 月分の調査から、以下のとおり、調査計画を変更 ○ 公表期日の変更 令和 7 年 12 月末のガソリン暫定税率廃止に伴い、都市別小売価格のうち、これまで早期公表 ^(注) を行っていた「自動車ガソリン」を他の調査品目と同じ公表期日に変更 (注) 自動車ガソリン価格が一定額を超えた場合に暫定税率の適用を停止する旨の規定を踏まえ、価格動向を迅速に把握するため早期公表を行っていたもの	R8. 2. 24

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。